（株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書）

第五十四条　［略］

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ　申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合　当該法人に関する次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　役員（会計参与を除く。以下(3)において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(i)　精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ii)　法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

(4)　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

［(5)～(13)　略］

ロ　［略］

ハ　申請者が法人又は地方公共団体以外の者である場合　当該者に関する次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　イ(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面

［二～四　略］

（金融商品取引所持株会社に係る認可申請）

第五十七条　［略］

2　法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1)　［略］

(2)　取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

［(i)～(iii)　略］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからへまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

（株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書）

第五十四条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　役員（会計参与を除く。以下(3)において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）並びに役員が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［加える。］

(4)　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

［(5)～(13)　同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面

［二～四　同上］

（金融商品取引所持株会社に係る認可申請）

第五十七条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　［同上］

［(i)～(iii)　同上］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面